

平成29年12月15日提出

平成29年12月市議会定例会追加議案

白 河 市

白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年白河市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

別表1の項中「381,000円」を「382,000円」に改める。

第2条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「条例」という。）別表1の項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は平成29年4月1日から、同条の規定（条例別表1の項の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

平成29年12月15日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年白河市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

第 2 条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年白河市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白河市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成29年12月15日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白河市職員の給与に関する条例（平成17年白河市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第15項中「100分の0.765」を「100分の0.855」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第5条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	127,400	197,500	234,200	267,900	294,800	326,200	371,400
	2	128,500	199,300	235,900	270,000	297,100	328,500	374,100
	3	130,100	201,200	237,500	271,900	299,400	330,800	376,700
	4	131,200	203,000	239,200	274,000	301,700	333,100	379,400
	5	132,000	204,600	240,700	275,900	303,800	335,300	381,500
	6	133,100	206,400	242,300	278,000	306,100	337,400	384,100
	7	134,600	208,200	244,000	280,000	308,300	339,700	386,600
	8	135,700	209,900	245,600	282,100	310,500	342,000	389,200
	9	136,600	211,600	247,200	284,200	312,700	344,100	391,700
	10	137,700	213,500	248,700	286,200	315,000	346,300	394,400
	11	139,100	215,300	250,300	288,300	317,300	348,400	397,100
	12	140,200	217,100	251,800	290,500	319,600	350,600	399,800
	13	141,200	218,600	253,300	292,500	321,800	352,600	402,400
	14	142,300	220,500	254,700	294,600	323,900	354,600	404,700
	15	143,600	222,300	256,100	296,700	326,100	356,700	407,000
	16	144,700	224,000	257,600	298,700	328,300	358,900	409,400
	17	145,800	225,800	259,000	300,700	330,500	360,800	411,300
	18	146,900	227,500	260,900	302,800	332,600	362,800	413,300
	19	148,100	229,200	262,500	305,000	334,700	364,800	415,200
20	149,200	230,800	264,400	307,100	336,800	366,800	417,100	

21	150,400	232,300	265,900	309,100	338,800	368,700	419,000
22	151,600	234,100	267,800	311,200	340,900	370,700	420,800
23	152,700	235,700	269,600	313,300	343,000	372,600	422,700
24	153,800	237,300	271,500	315,400	345,100	374,600	424,600
25	154,900	238,800	273,300	317,300	346,700	376,600	426,500
26	156,300	240,400	275,100	319,400	348,700	378,600	428,000
27	157,600	241,800	277,000	321,500	350,700	380,600	429,600
28	159,000	243,200	279,000	323,600	352,700	382,700	431,200
29	160,400	244,400	280,700	325,500	354,400	384,400	432,900
30	161,900	245,500	282,600	327,600	356,300	386,200	434,200
31	163,400	246,700	284,500	329,700	358,200	388,000	435,500
32	165,000	247,900	286,400	331,800	360,000	389,800	436,800
33	166,400	249,200	288,000	333,400	362,000	391,400	438,000
34	168,000	250,600	289,900	335,400	363,800	392,800	439,300
35	169,500	251,800	291,800	337,500	365,600	394,300	440,700
36	171,000	253,100	293,600	339,600	367,500	395,900	442,000
37	172,500	254,000	295,300	341,500	369,000	397,500	443,200
38	175,200	255,500	297,100	343,500	370,300	398,700	444,000
39	177,800	256,900	298,900	345,500	371,700	400,000	444,800
40	180,500	258,500	300,800	347,500	373,100	401,200	445,600
41	183,400	259,800	302,600	349,500	374,400	402,400	446,200
42	185,100	261,200	304,300	351,400	375,400	403,600	446,900
43	186,900	262,600	306,000	353,300	376,500	404,700	447,600
44	188,600	264,000	307,700	355,100	377,600	405,800	448,400
45	190,100	265,100	309,300	356,800	378,600	406,600	449,200
46	192,000	266,500	311,000	358,300	379,400	407,300	450,000
47	193,800	267,900	312,700	359,800	380,300	408,000	450,500
48	195,500	269,200	314,400	361,300	381,200	408,600	451,200
49	197,200	270,300	315,600	362,800	382,200	409,200	451,700
50	198,800	271,600	317,100	363,700	383,000	409,800	452,100
51	200,300	272,800	318,700	364,800	383,700	410,400	452,500
52	201,800	274,100	320,400	365,800	384,600	411,000	452,900

53	203,100	275,200	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400
54	204,500	276,400	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800
55	205,800	277,700	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100
56	207,000	279,000	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400
57	208,500	280,100	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700
58	209,800	281,200	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100
59	211,200	282,300	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400
60	212,500	283,400	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600
61	213,700	284,400	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900
62	215,000	285,400	333,600	373,900	391,000	414,100	
63	216,400	286,400	334,400	374,600	391,600	414,400	
64	217,700	287,400	335,200	375,300	392,200	414,700	
65	218,900	288,300	336,100	375,800	392,600	415,000	
66	220,000	289,200	336,500	376,500	393,300	415,300	
67	221,000	290,100	337,300	377,200	393,900	415,500	
68	222,200	291,000	338,100	377,800	394,500	415,800	
69	223,300	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100	
70	224,400	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400	
71	225,300	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700	
72	226,200	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900	
73	227,000	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100	
74	227,900	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400	
75	228,800	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700	
76	229,700	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900	
77	230,300	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100	
78	231,200	296,900	344,000	383,500	398,700		
79	232,200	297,300	344,500	384,100	399,000		
80	233,100	297,600	345,000	384,600	399,200		
81	233,900	297,800	345,400	385,100	399,400		
82	234,900	298,100	345,900	385,700	399,800		
83	235,700	298,400	346,400	386,100	400,100		
84	236,700	298,700	346,900	386,500	400,300		

85	237,300	299,000	347,300	386,900	400,500
86	238,100	299,300	347,700	387,400	401,100
87	238,800	299,600	348,200	387,800	401,800
88	239,600	300,000	348,600	388,100	402,500
89	240,300	300,300	348,900	388,600	402,900
90	241,000	300,600	349,400	389,200	403,400
91	241,700	301,000	349,900	389,700	403,800
92	242,400	301,300	350,300	390,100	404,400
93	242,900	301,500	350,500	390,300	404,900
94	243,700	301,800	350,900	390,600	
95	244,500	302,200	351,400	391,000	
96	245,200	302,600	351,800	391,400	
97	245,800	302,800	351,900	391,700	
98	246,600	303,100	352,400	392,200	
99	247,300	303,400	352,700	392,600	
100	248,000	303,800	353,100	393,000	
101	248,600	304,000	353,500	393,300	
102	249,300	304,400	353,900		
103	250,000	304,800	354,300		
104	250,700	305,100	354,600		
105	251,400	305,300	355,100		
106	251,900	305,600	355,500		
107	252,300	306,000	355,900		
108	252,800	306,300	356,300		
109	253,100	306,500	356,700		
110		306,900	357,000		
111		307,300	357,400		
112		307,600	357,700		
113		307,700	358,200		
114		308,100			
115		308,300			
116		308,700			

	117		308,900					
	118		309,100					
	119		309,400					
	120		309,600					
	121		309,900					
	122		310,200					
	123		310,500					
	124		310,800					
	125		311,100					
再任用職員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400

第2条 白河市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「4万3,400円」を「4万6,300円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第15項中「100分の0.855」を「100分の0.81」に、「100分の95」を「100分の90」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（白河市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は平成29年4月1日から、同条の規定（条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成29年12月15日提出

白河市長 鈴木和夫

